平成 18 年 5 月 19 日

各　位

会 社 名　株式会社 東 海 理 化
（登記社名 株式会社東海理化電機製作所）
代表者名　取締役社長 木下　潔
（コード番号 6995　東証･名証第１部）
問合せ先　総務部長　　森谷美博
Ｔ Ｅ Ｌ　　（0587）95－5211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 21 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

⑴平成１８年５月１日に「会社法」（平成１７年法律第８６号）およびその関係法令が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

①単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主についての権利を明確にする規定を新設するものであります。

②株主総会における議決権行使の代理人の人数を、各株主につき１名に限定する規定を新設するものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の制度を採用するため、同制度に関する規定を新設するものであります。

④必要が生じた場合に書面等により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう取締役会の決議を省略する規定を新設するものであります。

⑤社外監査役として優秀な人材を確保しやすくし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外監査役との責任限定契約を締結する規定を新設するものであります。

⑵平成１８年５月１日に施行された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１７年法律第８７号）に定める経過措置の規定により、当社定款には以下の定めがあるものとみなされることに対応するため、所要の変更を行うものであります。

①当会社に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。

②当会社は株券を発行する旨の定め。

③当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

⑶取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するために、取締役の任期を２年から１年に変更するものであります。

(4)公告の周知性の向上と公告掲載費用の節減を図るため電子公告制度を採用することとし、所要の変更を行うものであります。

(5)その他、会社法およびその関係法令が施行されたことに伴い、文言の変更、引用条文の変更など所要の変更を行うとともに、現行定款の規定を全般的に見直し、表現の変更ならびに条文の整備などを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成１８年６月２１日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成１８年６月２１日（水曜日）

以　上

別 紙

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分)

現行定款	変　更　案
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**
（新　　設）	（機　　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞および中部経済新聞に掲載する。	（公告の方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
第２章　株　　式	**第２章　株　　式**
（発行する株式の総数、１単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、２億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 （新　　設） ②当会社の１単元の株式の数は、100 株とする。 ③当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下、単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	（発行可能株式総数、株券の発行、単元株式数および単元未満株券の不発行） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、２億株とする。 ②当会社は、株式に係る株券を発行する。 ③当会社の単元株式数は、100 株とする。 ④当会社は、第２項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下、単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第 211 条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

現行定款	変　更　案
（新　　設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 ２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４．次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増し） 第７条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）は株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（名義書換代理人） 第８条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 ③当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現行定款	変　更　案
（基　準　日） 第10条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（削　　除）
②前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	（削　　除）
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
（株主総会の招集および議長） 第11条　　（省　　略）	（株主総会の招集） 第12条　　（現行どおり）
②株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。	（削　　除）
③取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員またはさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。	（削　　除）
（新　　設）	（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（新　　設）	（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
（新　　設）	②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（議決権の代理行使） 第12条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、委任状を当会社に差出さなければならない。	（削　　除）
（決議の方法） 第13条　株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変　更　案
②商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（新　　設）	（議決権の代理行使） 第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
（新　　設）	②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（新　　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 17 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役および取締役会**
（取締役の定員） 第 14 条　（省　　略）	（取締役の定員） 第 18 条　（現行どおり）
（取締役の選任） 第 15 条　（省　　略）	（取締役の選任） 第 19 条　（現行どおり）
②取締役の選任については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	②取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③　（省　　略）	③　（現行どおり）
（取締役の任期） 第 16 条　取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。	②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変　更　案
（役付取締役、代表取締役） 第17条　当会社は、取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。 ②会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選任する。	（代表取締役、役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（相 談 役） 第18条　当会社は、取締役会の決議により相談役若干名を置くことができる。ただし、その任期は、２年以内とする。	（相 談 役） 第22条　取締役会は、その決議によって相談役若干名を定めることができる。ただし、その任期は、１年以内とする。
（取締役の報酬） 第19条　取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	（削　　除）
（取締役会の招集および取締役会規則） 第20条　　（省　　略） ②前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。	（取締役会の招集通知） 第23条　　（現行どおり） ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（取締役会の決議の省略） 第 24 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（新　　設）	（取締役会規則） 第 25 条　取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
（新　　設）	（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第 21 条　当会社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第 27 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変　更　案
第５章　監査役および監査役会	**第５章　監査役および監査役会**
（監査役の定員） 第22条　（省　略）	（監査役の定員） 第 28 条　（現行どおり）
（監査役の選任） 第23条　（省　略） ②監査役の選任については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（監査役の選任） 第29条　（現行どおり） ②監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第24条　監査役の任期は、就任後４年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第 25 条　監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第 31 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役の報酬） 第 26 条　監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	（削　除）
（監査役会の招集および監査役会規則） 第27条　（省　略） ②前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。	（監査役会の招集通知） 第 32 条　（現行どおり） ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（新　設）	（監査役会規則） 第 33 条　監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
（新　設）	（監査役の報酬等） 第 34 条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第28条　当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（監査役の責任免除） 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
（新　　設）	
第６章　　計　　算	**第６章　　計　　算**
（営業年度および決算期） 第29条 当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、営業年度末日を決算期とする。	（事業年度） 第36条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。
（株主配当金） 第30条 株主配当金は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
（中間配当） 第31条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条の5の規定による金銭の分配（以下、中間配当という。）をすることができる。	（中間配当） 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
（除斥期間および利息） 第32条　株主配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領のないときは、当会社は、その支払義務を免れる。 ②株主配当金および中間配当金には、利息を付さない。	（除斥期間および利息） 第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領のないときは、当会社は、その支払義務を免れる。 ②前項の配当財産には、利息を付さない。

以　上